

令和 5 年 11 月 30 日

国土交通省 不動産・建設経済局
局長 塩見 英之 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
ダンプトラック部会 部会長 岡田 安正



ダンプトラック業界の経営健全化に関する要望書

働き方改革関連法によって、2024 年 4 月 1 日以降、自動車運転業務の年間時間外労働時間の上限が 960 時間に制限されます。

これによって発生する問題は「2024 年問題」と称され、労働時間短縮により輸送能力が不足することから、モノが運べなくなる可能性が懸念されています。

従来通りの輸送を継続するには、ドライバーの増員が不可欠ですが、運送業界は慢性的にドライバーが不足しており、さらに労働時間の短縮によってドライバーの収入が減少すれば、離職が進み、労働力不足に拍車がかかる恐れもあります。

大手運送会社には、ドライバー確保のため賃金等の待遇改善を行い、コスト増加分を運賃に転嫁する動きも見られます。

しかしながら、中小零細企業が 9 割以上を占め、建設業者の下請として、砂や砂利等の建設資材の運搬を行っているダンプトラック事業者は、多重下請構造の下位に位置する非常に弱い立場にあります。人件費だけでなく、車両価格や修理費、安全対策費等が年々上昇を続ける中で、運賃相場は低く抑えられ、経営基盤は悪化する一方であり、軽油価格が高騰しても、燃料サーチャージの収受ができず、事業者の負担ばかりが増える現状は、自助努力の限界を大きく超え、事業存続が困難な状態にあると言えます。

建設業と運送業の狭間に位置するダンプトラック事業者に対しても、10 月 3 日に中央建設業審議会が持続可能な建設業を目指して発表した「中間とりまとめ」、10 月 6 日に閣議決定された「物流革新緊急パッケージ」に基づく取り組みが推進される必要があります。

東日本大震災の復旧過程で露呈したように、ダンプトラック事業者が車両を維持できなければ、被災地の復旧に支障を来します。

つきましては、建設事業者とともに社会インフラを支えるダンプトラック事業者が、健全な財政基盤を築き、建設業界を下支えし、持続的に社会貢献できるように、以下の事項を要望するとともに、格別のご高配を賜りますようお願いいたします。

1. 公共事業において「標準的な運賃」が支払われるように、建設事業者への周知徹底をお願いしたい。

物流・自動車局が所掌する一般貨物運送事業では「物品の運送に対する対価」として時間制、または距離制で「運賃」を設定しています。

一方、不動産・建設経済局が所掌する建設業においては「機械損料」「労務費」「燃料費」等の積み上げ計算で運搬費を算定しており、国土交通省内においても「運賃」の概念が欠落しております。（※資料1）

国土交通省では、運送事業者が適正な原価と利潤を収受できる基準として「標準的な運賃」を告示していますので、公共工事においては、建設業者に対する「標準労務費の勧告」と同様に「標準的な運賃」を取り扱い、「標準単価積算基準」に反映するなどの実効性を確保していただきたいと考えております。

また、建設事業者が実運送事業者に支払う運搬費が「標準的な運賃」を基にした適正な運賃を下回ることはないよう指導を強化し、適正に支払われているかどうか、買ったときがないか、確認等を行う必要があると考えております。

2. 建設業における労務費引き上げの取り組みが、ダンプトラックドライバーまで及ぶことをお願いしたい。

「建設業働き方改革加速化プログラム」において、週休2日対象工事を拡大する施策として、現場閉所の状況に応じて、必要経費に補正係数を乗じた労務費や機械経費等の算定がされています。（※資料2）

また「公共工事設計労務単価」も年々上昇を続け、平成24年に比べ50%以上の伸び率となっています。（※資料3）

しかしながら、ダンプトラックの運賃は引き上げられず、運転者の賃金向上につながっていません。

労働日数が週6日から5日に減少することに伴い、収入低下による離職者が増加しないように、ダンプトラック事業者は20%の賃上げを考えなければなりません。

建設業と密接な関係にあるダンプトラック事業者は、建設業者と同様に下請業者として定義し、建設業の働き方改革の諸施策が、ドライバーに対しても及ぶように配慮をいただきたいと考えております。

また、建設業法改正によって、著しく安い金額や短い工期で請け負うことを禁止し、技能労働者の賃金引上げを目指す動きがありますが、ダンプトラックの運賃についても、運転者の賃金引上げが行われるように、著しく安い金額での発注を禁止する措置を講じていただきたいと考えております。（※資料4）

以上

●添付資料

資料 1・・・公共建築工事標準単価積算基準より一部抜粋

資料 2・・・建設業働き方改革加速化プログラム「別紙」

資料 3・・・建設業の働き方改革の現状と課題（令和 3 年 1 1 月）より一部抜粋

資料 4・・・国土交通省中央建設業審議会・社会資本整備審議会基本問題小委員会
中間とりまとめ（2023 年 9 月 19 日）